

< 論 説 >

日本の労働者協同組合による社会的包摂の取り組みについて

松本典子

はじめに

世界中が諸領域にわたってグローバリゼーションの潮流に巻き込まれ「社会的排除 (social exclusion)」をめぐる問題が深刻化する中、日本ではその対策として「労働参加の強調」が基調とされ¹、「自立」や「自立支援」という言葉が頻繁に登場した。社会的排除に対する「社会的包摂 (social inclusion)」の方法としても、労働市場への参加や復帰などの労働面が強調されることで、そこから排除が生み出される危険性があるとの指摘もある²。

「排除されている人々」を包摂していくために世界中でさまざまな施策が提案されているが、何よりも重要なことは、労働のみによって解決の方向性を見出そうとすることではなく、問題の根幹にある現代資本主義社会の仕組みそのものを問うことである。それは、私たちは何のために働くのか、何のために生きているのか、私たちが生きる地域コミュニティとは何か、生活とは何かを問い直すことにも直結している。

近年、この問いかけを実行するため、そして人間らしい生活と労働を実現するために大企業での働き方に頼らない人たちが増えてきている。あるいは、地域に根付き生活を中心とした働き方を実践する人たちが増えている。この実践手段の1つとして、世界でも日本でも注目され着実に成果を出し始めているのが「協同組合」の取り組みである。

たとえば、イタリアの社会的協同組合、スペ

イン・バスク地方のモンドラゴン協同組合、フランスやブラジルの連帯経済、アルゼンチンの回復工場 (fábrica recuperada) などの動きに加え、韓国をはじめとする東アジア・東南アジアでは労働者協同組合の設立が増えている。イギリスでも協同組合の活躍が注目されているし³、アメリカでは2009年に全米鉄鋼労働組合 (The United Steelworkers of America : USW) とモンドラゴン協同組合が国内で労協を立ち上げるための提携契約を締結したことに基づき、クリーブランド市、シンシナティ市、ピッツバーグ市で労協の事業体が立ち上がっている⁴。アメリカでは経済格差の拡大だけではなく機会格差の拡大がますます深刻化していることから⁵、協同組合のように、現代資本主義社会に対抗するアソシエーションはますます広がりを見せることが予想される。日本でも労働者協同組合 (以下、労協) の取り組みは拡大をみせている。

本稿では、以上の問題意識を踏まえて、「社会的包摂」をキーワードに、人間らしい労働と生活の実現を目指す日本の労協 (特にワーカーズ・コープ) の最新動向を踏まえて、その可能性と課題を検討する。

1. 労働者協同組合とは何か

(1) 労協の定義

労協は一般的に、そこで働く人々によって所有され管理される協同組合と定義される⁶。労協は、現代企業が当然の前提としてきた、所有

1 岩田正美 [2008] 169頁。

2 同上、174頁。

3 松本典子 [2014]。

4 労働政策研究・研修機構 [2013]。

5 Robert D. Putnam [2015] など参照。

6 Mellor, M. Hannah, J. and Stirling, J. [1988] p.x. (佐藤鉦毅・白井和宏訳 [1992] 12頁。)

と経営の分離、経営と労働の分離と対立の目的意識的な克服・再統一を課題とする運動および事業であり⁷、その事業目的は人びとの相互扶助と連帯の発展であって基本的に非営利目的の事業体であると捉えられている⁸。

日本では、日本労働者協同組合連合会およびワーカーズ・コレクティブ・ネットワーク・ジャパンの2大連合組織が中心的役割を担って労協設立運動が展開されてきた⁹。労協という名称が使用されていなくても、労協のように運営されている組織は少なくない。たとえば農村女性起業、社会的事業所やソーシャル・ファーム、障害者支援団体などのなかには、労協と捉えられる組織が複数存在するともいわれるため、現実的に総数の把握は難しい。

(2) 労協の発展の契機

ベアトリス・ポッター (Potter, Beatrice) が、1891年に生産者協同組合 (労協) が衰退する理由として資本の不足、販路の不足、管理上の訓練不足の3点を指摘したことによって¹⁰、イギリスでは生産者協同組合 (労協) よりも消費者協同組合が優先されてきたという歴史がある¹¹。これは他国の協同組合運動へも影響を及ぼした。

一方で、1980年のICA (International Co-operative Alliance、国際協同組合同盟) モスクワ大会のレイドロー報告「Co-operatives in the Year 2000」¹²における労協の役割と発展可能性の再評価は、世界や日本の労協の発展とその運動に大きな影響を与えることになった。

ICAの1995年の声明「協同組合のアイデンティティに関する声明」における協同組合の定義・価値・原則¹³も、全世界の労協 (協同組合)

に大きな影響を与えている。特に原則は、労協の実際の活動においてよく取り上げられる。第1原則は「自発的で開かれた組合員制」、第2原則は「組合員による民主的管理」(政策立案と意思決定への積極的参加、平等な議決権・1人1票をもっていることなど)、第3原則は「組合員の経済的参加」(協同組合への公正な出資)、第4原則は「自治と自立」、第5原則は「教育、研修および広報」、第6原則は「協同組合間の協同」である。第7原則は、社会的包摂と最も直接的に関わる項目で「地域社会への関与」である。協同組合は「組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する」と説明されている。

2. 社会的排除から社会的包摂へ

(1) 社会的排除とは

日本では、社会的排除という言葉が知られるようになって久しい。

社会的排除という用語は、1960年代半ばのフランスで貧困者救助活動を行っていた社会カトリック運動団体などによって用いられ、1974年に刊行された『排除された人びと—フランス人の10人に1人 (René Lenoir (1974) *Les exclus: Un français sur dix, Seuil*)』で注目されるようになったといわれる¹⁴。1980年代になると、高度経済成長が終焉し福祉国家が危機を迎えたことを背景に、フランスでは今日的な意味で「排除」という言葉が使われ、「新たな貧困 (new poverty)」という用語も登場した。1980年代に登場した新たな貧困の問題は、不安定な仕事や長期失業、家族や家族外の社会的ネットワークの弱体化、社会的地位の喪失などに関わる問題であり、特定の人々だけではなく多くの人々に関わる点で注

7 手島繁一 [1993] 16頁。

8 同上、18頁。

9 本稿では、前者に関連する労協を「ワーカーズ・コープ」、後者に関連する労協を「ワーカーズ・コレクティブ」と呼ぶ。

10 Potter, Beatrice [2013]、塚本一郎 [1998] 75頁。

11 塚本一郎 [1998] 73～74頁。

12 Laidlaw, Alexander F. [1980]. (日本協同組合学会訳編 [1989].)

13 ICA [1995]. (日本協同組合学会訳編 [2000] 16～22頁.)

14 福原宏幸 [2007] 12頁。

目された¹⁵。社会的排除の観念は、1980年代にフランスの社会学者たちによって発展させられたもので、新たな貧困のような社会問題を背景に人々に対する不平等の拡大から生じた「社会的結束」の喪失と社会的・経済的脆弱さが再び広がったことを示そうとするものであった¹⁶。その後、社会的排除の概念がフランスやイギリスなどで本格的に使用されるようになったのは1990年代にはいつてからである¹⁷。

本格的に社会的排除という概念が使用されるようになったとはいえ、その概念はいまだに曖昧であるといわれる。バラとラペールは、社会的排除を明確に定義しているわけではないが、3つの側面から社会的排除を論じることで、よりその概念を明確化している¹⁸。まず経済的側面としては、経済的権利の剥奪と労働市場からの排除をあげている。次に社会的側面としては、社会関係の剥奪（社会的なつながりや社会参加の機会の喪失）をあげている。最後に政治的側面としては、社会的・政治的代表権の欠如（参加や影響力の欠如）をあげている。特にこの社会的・政治的代表権の欠如は、社会に完全に統合された人々と排除されている人々との連帯や社会的結束を崩壊させ、社会を構成するさまざまな集団の間に敵意に満ちた態度を広げることにも関連していることが危惧されている。

諸外国におけるさまざまな社会的排除に関する検討を受け、日本においても社会的排除の概念が度々確認されてきた。阿部彩によれば、社会的排除は、「人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件（具体的には、雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど）を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することに

よって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程」と明快に定義されている¹⁹。岩田正美は、社会的排除の特徴を、「参加」の欠如（＝声やパワーの欠落、声やパワーの発揮が可能であるような社会関係をほとんどもてない状況）、および複合的な不利（多面的な社会問題に直面している状況）から説明している²⁰。さらに、排除のプロセス（排除が誰によってどのように生み出されていくかのプロセス自体が重視されること）の観点から、空間的排除（特定の集団を特定の場所から排除し、その結果排除される人々が特定の場所に集められる状況。地域空間に展開されるネットワークや連帯感が不足している状況）、および福祉国家の制度との関係（ある特定の人々が制度から排除されてしまう状況と制度それ自体が排除を生み出す状況）もその特徴として取り上げている²¹。

（2）社会的包摂とその実行に向けて必要なこと

「排除されている人びと」に対しては、①排除への事後処理的な政策および②排除の過程に陥ることを予防するための政策が必要になり、その政策の実行にあたっては、①個人レベルでの対処と②社会レベルでの対処（構造的・制度的な問題への対処）が求められる²²。

社会的包摂は²³、狭義には生活困窮者の社会参加と経済的自立の支援を意味し、公的扶助受給者や生活困窮者に対して職業紹介、職業訓練、保育サービスを提供するなどの就労支援を行い、あわせてその就労の場を確保する政策が中心となる。就労が困難な人々には、多様な活動機会を提供して社会とのつながりを強めてもらうことも政策の1つといえる。

広義には、将来的に生活困窮に陥る可能性の

15 A. S. Bhalla and Frédéric Lapeyre [2004] pp.3-4. (福原宏幸・中村健吾監訳 [2005] 4頁。)

16 *Ibid.*, p.1. (同上、1頁。)

17 福原宏幸 [2007] 12～13頁。

18 A. S. Bhalla and Frédéric Lapeyre [2004] pp.16-26. (福原宏幸・中村健吾監訳 [2005] 21～32頁。)

19 阿部彩 [2007] 131頁。

20 岩田正美 [2008] 22～26頁。

21 同上、26～32頁。

22 福原宏幸 [2007] 17頁。

23 宮本太郎 [2013] 8頁。

あるすべての市民が対象であり、就労だけではなく、家族ケア、教育、リハビリテーションなどの多様な社会活動に人々を包摂していくことを意味する。現代社会では、労働市場が流動化傾向を強めているため、たとえ今は深刻な困窮に陥っていない人であっても、一定期間家族のケアに専念したり、教育を受けなおしたり、あるいは体と心の衰弱に対処することになると生活は急速に不安定化する恐れが大きい。社会的包摂はこのような広義の意味での捉え方が重要になる。広義の社会的包摂の実現には、代替型所得保障としての社会保険に対して補完型所得保障としての給付付き税額控除や社会的手当の比重を強める制度、社会保険では加入対象を短時間労働者に拡大し子育て期や教育を受ける期間の保険料も免除すること、育児休業中の手当や奨学金制度の充実といった制度などが必要不可欠であり、公共サービスでは生活困窮者への就労支援サービスだけではなく就学前教育や高齢者・障害者へのケアサービスが生活困窮者とその家族の包摂につながる政策になるといえる²⁴。

ただし、グローバル経済では、大部分の人々が経済的効率とフレキシビリティの名のもとに社会から排除され分断されているため、「社会的結束」をどのように確保するのかという視点が重要になる²⁵。社会的包摂の手法として、個人レベルでの対処、社会的レベルでの対処など政策的な取り組みはもちろん必要であるが、一方的な支援のみで社会的結束を強めていくことは難しい。人と人とのつながりを再構築する何か、コミュニティを再構築する何かが必要となる。

たとえば、「静岡方式」²⁶では、NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡の取り組みについて、働きたくても働けない若者や生活困窮者に対して単に行政やNPOが一方的な支援を行うのではなく、当事者を地域のなかに巻き込み「助ける人」と「助けられる人」が頻繁にいれかわる

日常、すなわち相互扶助社会が描かれている。社会的包摂をおこなう主体はNPOでも社会的企業でも民間企業でも構わないが、そこに「地域」というキーワードが入るかどうかが重要といえる。地域の人々が主体となって自分たちに必要な組織を生み出し、地域に根付いた活動を展開するなかで周りの人も巻き込んでいくプロセスが社会的排除の対処には重要となる。そして、そのプロセスの積み重ねが社会的包摂やその予防につながっていく。

地域の人々が主体となって生活の場に事業を起こし、社会参加をサポートする主体の1つが労協である。本稿では、社会的結束、社会的包摂、そして社会的連帯に向けて労協がどのような実践をしているのかをみていく。

3. 日本の労協の展開と現状

(1) ワーカーズ・コレクティブの展開と現状

日本における労協の1つであるワーカーズ・コレクティブの嚆矢は、1982年に設立された「ワーカーズ・コレクティブにんじん(人人、以下にんじん)」に見出せる。生活クラブ生協神奈川が、それまでの班中心の共同購入システムとは別に共同購入の拠点・荷捌き拠点として「デポー」を開設したことを契機に、その運営を担うための組織としてにんじんが設立された。にんじんでは、資本(出資)・経営・労働の一体化を事業運営の基本とし、働くことの復興を目的に事業が行われた。ワーカーズ・コレクティブが増大する中で、1995年にはそのネットワーク化と社会的認知の促進、またワーカーズ・コレクティブの事業活動に適合的な組織形態の法制化などを課題に、全国組織であるワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(以下、WNJ)が設立された。

WNJは、ワーカーズ・コレクティブを次のように規定している。ワーカーズ・コレクティブとは、「地域に暮らす人たちが生活者の視点から地域に必要な『もの』や『サービス』を市民事

24 同上、8～9頁。

25 A. S. Bhalla and Frédéric Lapeyre [2004] p.4. (福原宏幸・中村健吾監訳 [2005] 5頁。)

26 津富宏・NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡編著 [2017]。

業として事業化し、協同組合（自分たちで出資し、経営し、労働も担う）で運営する『働く人たちの協同組合』である。このような働き方は『雇用された労働ではなく、対等な立場で自主的に自己決定し、責任を持つ協同する労働』²⁷である。

その誕生から今日まで、ワーカーズ・コレクティブは資本（出資）・経営・労働の一体化した事業における民主主義、平等、連帯などの価値と原則の実現を追求する組織として、女性や高齢者を主体にさまざまな分野において、地域のニーズを社会的有用物と把握し多くの財・サービスの生産・供給事業を展開してきた。2015年の全国のワーカーズ・コレクティブ数は429団体、メンバー数は約12,000人、事業高は138億円である。ワーカーズ・コレクティブの事業内容は、安全性にこだわる食品事業、地域福祉サービス事業、環境保全・リサイクル事業、教育・文化事業などである。

ワーカーズ・コレクティブでは隔年で全国大会が開催され、2005年の第7回全国大会ではじめて障害者の働く場に関する分科会が設けられ、障害者支援に関するいくつかの実践が報告された。そこでは、個々のワーカーズ・コレクティブが、2005年以前から障害者を積極的に受け入れていたことが明らかにされた。その後、WNJや東京・神奈川をはじめとする連合会でも、障害者の受け入れに対する支援体制が整備されてきた。ワーカーズ・コレクティブは、誰かに雇用される働き方ではなく、1人1人が主体となる「スローな働き方」²⁸を実践してきた経緯から、障害者などの就業困難者にとっても働きやすい職場となる可能性が高いといえる。

(2) ワーカーズ・コープの展開と現状

ワーカーズ・コープでは、出資し、経営を担い、自らが主体となって働く協同組合の全国的な展開を目指し、「協同労働」をキーワードに、①働くものの協同、②利用者との協同、③地域との

協同という「3つの協同」の実現・実践に取り組んでいる。

戦後政府が実施してきた失業者対策事業が1971年以降に新規登録を停止したことを契機に、1971年に兵庫県西宮市で高齢者事業団がうまれた。それをはじめとして、1970年代に全国各地で失業者や中高年齢者の仕事づくりをめざす運動から「事業団」が誕生し、自治体からの委託事業を主要財源としてその事業が広がった。1979年には、全国から36の事業団が集まり「中高年雇用福祉事業団全国協議会」が結成され、1986年には労働者協同組合連合会へ発展した。

1987年には（労協）センター事業団が設立された。1991年にワーカーズ・コープの研究機関となる協同総合研究所が設立され、国際活動もはじまった。1995年には阪神・淡路大震災を背景に、NPO・市民活動との連携が広がり、ヘルパー養成講座と高齢者協同組合づくりがはじまり、三重県で全国初の高齢者協同組合が誕生した。1999年にはヘルパー養成講座の修了生と共に地域福祉事業所づくりがはじまった。

ワーカーズ・コープの事業は²⁹、設立当初から1980年代前半までは、自治体からの委託事業（主に公園緑化事業）を中心に発展した。1980年代後半になると、生協や農協の物流センターの下請け事業や医療機関の施設管理・清掃業を受託するようになった。1990年代後半になると、ヘルパー養成講座の修了生と共につくられた地域福祉事業所において介護の自主事業がはじまり、2000年以降は介護保険制度を活用して事業を進めるようになった。2003年以降は、指定管理者制度を活用して、児童館・コミュニティ施設など公共施設の管理・運営事業、学童保育・親子広場・放課後ひろば事業・児童デイサービスなどの子育て支援事業、若者・障害者・失業者・生活困窮者の自立支援事業などを全国的に受託するようになった。

ワーカーズ・コレクティブと同様にワーカー

27 第12回ワーカーズ・コレクティブ全国会議実行委員会[2016]76頁。

28 田中夏子・杉村和美[2003]。

29 大高研道[2011]24頁。

表1 日本労働者協同組合連合会の組織図と規模

日本労働者協同組合連合会（日本労協連）＜13,420人＞	
一 労協センター事業団＜8,467人（うち組合員は6,245人）＞	
一 350の事業所（15の事業本部のいずれかに所属）	
※ 350の事業所はその事業内容に適合するような法人格を使う。	
① NPO法人 ② 企業組合センター あるいは ③ 任意団体である。	
一 地域労協＜約5000人＞ ※各々、法人格を所有している。	
・北海道労働者協同組合	・企業組合 石巻地方中高年雇用福祉事業団
・企業組合 ワーカーズコープ ビホロ	・企業組合とちぎ労働福祉事業団
・ワーカーズコープ ちば	・NPO法人東京高齢者就労福祉事業団
・企業組合 労協ながの	・企業組合 三重中高年雇用福祉事業団
・企業組合 神戸労協	・企業組合 はんしんワーカーズコープ
・企業組合 宝塚高齢者福祉事業団	・企業組合 ワーカーズコープ山口
・企業組合 北九州遠賀中間中高年事業団	
・企業組合 粕屋郡高齢者福祉事業団	

出典：日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会のパンフレットなどから著者作成。

注1) 2016年度の労協連の事業高は335億円、うち労協センター事業団の事業高は195億円を占める

注2) この組織図に高齢者生活協同組合を含めるケースもある

ズ・コープでも、社会的排除を受けて主体性を奪われた人たち、社会的困難にある人や就業困難な若者が、「協同労働」を通じて社会に参加することで主体性と人間の尊厳を取り戻していく実践が全国各地にうまれている。社会的困難にある人の自立と居場所づくりを目指した「農福連携」では休耕地を活用した農業実習が行われ、若者サポートステーション事業では全国22か所で若者の自立・就業支援が実施されている。

一般的によく使用される「ワーカーズ・コープ」という名称は、日本労働者協同組合連合会、センター事業団、地域労協、高齢者生活協同組合連合会などを包含した愛称である。日本労働者協同組合連合会は単純に纏めると表1のように構成されるが、年々事業が拡大していることやワーカーズ・コープの法人格がないことも相まって、複雑な組織構成をつくっているようにみえやすい。法人格がないことに対してワーカーズ・コープは、ワーカーズ・コレクティブとともに「協同労働の協同組合法」の制定を目指してきたが、20年近くその実現には至っていない。

4. 日本の労協の社会的包摂に関する事例紹介

人間らしい労働と生活の両立の実現を目指す

労協の事例として、本稿では、日本の労協の中で大きく発展しつつある労協センター事業団の事業内容を取り上げる。

労協センター事業団では、全国350事業所で、子育て支援事業、障害者支援事業、若者自立支援事業、生活困窮者自立事業、食・農・林関連事業、建物総合管理事業、緑化・環境事業、コミュニティ施設関連事業、高齢者関連事業、再生可能エネルギー事業、協同組合間提携事業、協同労働プラットフォーム事業などが行われている。毎年、各事業本部から「よい仕事」を実践していると考えられる事業所が推薦され年度末の「全国よい仕事研究交流会」において実践報告が行われる（情報交換を含む）。各事業本部からの推薦段階では、推薦理由（「よい仕事」と考えられる理由）として、「労働者の変化・成長があった」、「地域の声を聞く取り組み」が行われていたこと、「職場づくり」に発展があったこと、などがあげられている。昨年度は、推薦された事業所の中から、同じ業種や同じ地域に偏らないような調整が行われた上で、表2の60事業所が選出された。

本稿では紙幅の都合上、表2の事業所のうち、子育て支援事業と食関連事業のなかから社会的包摂を実践している取り組みを紹介する。

表2 全国よい仕事研究交流集会2018分散会（2018年3月4日）一覧

1	大野城事業所	6	長崎地域福祉事業所	11	魚津地域福祉事業所
	台東地域福祉事業所		甲賀地域福祉事業所		国分寺ネーブル地域福祉事業所
	流山地域福祉事業所		未来の暮らしにつなげる事業所 ほくぼ		熊谷北事業所
	北本地域福祉事業所		浦安地域福祉事業所		滝沢事業所
2	那覇地域福祉事業所	7	広島地域福祉事業所ばーちえ	12	富士事業所
	豊中地域福祉事業所		ワーカーズコープ山口		福祉の杜とくら地域福祉事業所
	AKALA nishiarai 事業所		宇都宮地域福祉事業所		おおた・ぞうしき地域福祉事業所
	和光白子地域福祉事業所		八幡平地域福祉事業所		地域福祉事業所 WORKER'S NET RINGS
3	さんいんみらい事業所	8	愛知三河事業所	13	鹿児島谷山事業所
	川崎中部TACK		座間オリーブ		太田いこいの家
	こぶし保育園		立川事業所		新宿若者総合相談支援事業所
	前橋地域福祉事業所		旭川地域福祉事業所		ワーカーズコープ札幌
4	保育所ぶどうの樹事業所	9	はんしんワーカーズコープ	14	渋谷わかば地域福祉事業所
	杉並地域福祉事業所		松本事業所		深川みなも地域福祉事業所
	塩竈地域福祉事業所		日胆まちづくり地域福祉事業所		東葛地域福祉事業所
	後志・石狩・空知地域福祉事業所		登米地域福祉事業所		大仙事業所
5	草津地域福祉事業所	10	佐賀地域福祉事業所	15	企業組合 労協ながの
	下越事業所		三重健康福祉生活協同組合		文京もえぎ根津地域福祉事業所
	板橋学童		鎌倉事業所		墨田地域福祉事業所
	であいの家		八王子学童事業所		らいあつぷ習志野

出典：全国よい仕事研究交流集会2018年の配布資料から著作作成。

(1) 子育て支援事業

子どもの貧困の深刻化、不登校・引きこもり・高校中退など社会的自立が困難な状況の拡大など、子どもが抱えるさまざまな問題を背景に、労協センター事業団では子どもを中心に据えたまちづくりを目指し、「3つの協同」の考え方を基礎におき、保護者や地域との協同を広げてきた。自治体からの委託事業や指定管理者制度を活用して、保育園、一時保育、子育てひろば、学童クラブ、児童館、障害児の学校終了後の居場所である放課後等デイサービスなど300か所を超える子育て関連施設を全国で運営している。特に、放課後等デイサービスは、障害児の保護者とともに70か所ほどで立ち上げられていて、就労の場づくりなども見据えた事業が進められている。最近では、地域の人たちとともに、全国各地で子ども食堂や地域食堂を開催する事業所も増えてきている。

長野県の松本事業所は、指定管理者として児童館などを運営している。松本市では、児童館・児童センターが有料（月2千円～4千円＋おやつ代）のため、利用できない子どもたちが存在

する。そこで、松本事業所は、外国人の集住地であり1人親世帯などの優先入居もある県営並柳団地の集会所で、地域の人たちとともに月に4～5回、小中学生の居場所となる「なみカフェ」を開いている。そこでは学習支援や食事の提供が行われ、食事の調理は地域の人たちが行い、フードバンク信州などから集められた食材が活用されている。

企業組合労協ながの安曇野事業所では、2016年2月の子ども食堂の開催を契機に、地域で誰もが来られる居場所づくりが必要であると話し合いを重ね、「あづみの総合ふくし拠点」を立ち上げた。レストランだった建物を活用し、1階には就労支援の場になる食堂を、2階には障害者の就労移行支援事業と就労継続支援B型の多機能事業所を開設した。毎週土曜日には子ども食堂が開催され、子ども、高齢者、障害者など誰もが集えてつながれる居場所づくりが行われている。

渋谷わかば地域福祉事業所が運営する渋谷区立笹幡保育室では、渋谷区の待機児童解消のための乳児保育の暫定園としての事業が行われて

いる。渋谷区の認可保育園に空きが出ると、乳児はすぐに転園することになるため受け入れ期間が短期になることも少なくない。受け入れが短期間でも、より良い保育を目指すことには変わりなく、地域の人が喜んでくれる保育園づくり、仲間の力を活かす職場づくり、子どもを中心に据えた実践を重ねることなども目標とされている。笹幡保育室では2016年7月から用務の仕事を通じて、労協センター事業団のせたがや若者サポートステーションを利用する若者を受け入れ始めた。現在までに、週1回の短時間勤務を体験した若者は5人いて、そのうちの1人は笹幡保育室の組合員になった。このように労協センター事業団内では、他業種とのつながりも重視し社会的包摂が実践されている。

(2) 食関連事業

労協センター事業団では、安全安心な食の提供を目指して、豆腐や味噌などの食品加工事業に取り組んでいる事業所がいくつかある。

1995年に埼玉県深谷市に開設された「深谷とうふ工房」は、豆腐の製造業を行う過程で地域の人々のニーズに伝えていくことで、総菜・弁当づくり、高齢者への配食サービス、福祉サービス事業を順次立ち上げるようになり、組織規模を拡大させた。いまでは、ワーカーズ・コープの代表ともいえるほど有名な事業へと成長し、とうふ工房の取り組みは、宮城県登米市、石巻市、埼玉県所沢市にも広がった。

「深谷とうふ工房」を運営する埼玉北部地域福祉事業所は、地域のニーズに応じて、2013年には深谷若者サポートステーションおよび小規模多機能居宅介護施設「ほほえみ」を開所した。2015年に深谷市生活困窮者自立支援事業、2017年には深谷市学童保育指定管理事業を2か所で開始し、2018年には「深谷とうふ工房」に就労継続支援B型事業所「はじめの歩」を併設し、生活困窮者や障害者もともに働ける場づくりを進めている。このように地域の人たちが主体となって、みんなにとって必要なものや場をつくるのが労協の強みであり社会的包摂の実践といえる。

秋田県の大仙事業所は、1996年4月に開設され、医療センターで清掃業務を受託することから始まった。2000年にはヘルパー養成講座を開始し、千人以上のヘルパーを養成、2006年には秋田市民生協で物流事業を受託するなど事業を拡大させてきた。2008年には地域の人たちとともに「いぶりがっこ」づくりを開始した。2017年には地域福祉事業所を立ち上げ、地域で必要とされる仕事を起こし・地域の一員となることを目標に、地域の障害者とともに「いぶりがっこ」づくりに取り組んでいる。地域の人たちとともに障害者を社会的に包摂していく好事例といえるだろう。

5. 日本の労協の可能性と課題

ワーカーズ・コレクティブでも、社会的包摂の一環として、障害者と共に働く取り組みが行われてきた。しかし、全国のワーカーズ・コレクティブ数は2007年の600団体を最大数にそれ以降減少傾向、メンバー数も2007年の17,317人を最大数にそれ以降減少傾向にある。事業高は2008年のリーマンショック以降は横ばいであり、すなわちそれは1つ1つの団体が生み出す利益があがっていることを意味するので良い傾向として前向きに捉えることもできるが、団体数の多さが社会運動の盛衰に直結すると単純に理解する場合、団体数やメンバー数の減少傾向からは決して社会運動が順調に推移しているとは言えない状況になってきている。

一方、ワーカーズ・コープでは、労協センター事業団の取り組みにみられるように、社会的包摂の一環として地域で困難を抱える人たちの巻き込みながら「3つの協同」の1つである「地域との協同」を勢力的に広げてきたし、事業高も年々増加している。このように一見するとワーカーズ・コープは順調に成長しているように見えるが、課題も少なくない。

イギリスの労協の事例にも散見されるように³⁰、委託事業しか受けていない事業所の場合、委託事業がなくなると路頭に迷うケースが少なくない。実際に、ワーカーズ・コープでも各地の清掃事業や児童館の事業などで自治体の方針

変更などにより、次年度以降に指定管理者を受託できないケースも起きている。したがって、委託事業のみに頼らない資金調達のパートフォリオ戦略が求められるし、付加価値を生み出す事業に積極的に取り組むことが欠かせなくなってきた。

さらに、ワーカーズ・コープは法制度が確立していないことによって、既存のさまざまな制度を活用して複雑な組織構造をとってきたため、外部から見るとどのような組織なのかがわかりにくいという問題もある。一般人からみれば、労働組合と労協が勘違いされるケースも散見されるし、「ワーカーズ・コープ」に何を包含するかについては研究者によって見解が異なる。そのため、ワーカーズ・コープの存在を知らせるためのマーケティング戦略を構築していくことが欠かせないという課題も残っている。

おわりに

本稿では、社会的排除問題の解決にあたり政策的な対処や一方的な支援だけでは「排除されている人々」を完全に社会に包摂することは難しく、その解決には「社会的結束」や「地域」という視点の導入が重要であることを確認した。社会的包摂の具体的な方法としては、地域に住む当事者と共に直面する課題を解決したり事業を創出するといった方法が考えられ、本稿では労協の取り組みに焦点を当て、その実践のなかから「排除されている人々」が「地域」をキーワードに包摂されている様子を見てきた。労協の個々の事例は評価できるものであったが、ただし、組織的にいくつかの課題に直面しているという現実も確認できた。

労協は民主的な経営過程を通じて自分らしさを養い、現代資本主義社会の仕組みそのものに対抗する活動であり、社会的排除の問題に対しても、社会的包摂に関する実践的な取り組みによって一定程度の役割を担っていくことが期待される。したがって、今後は、日本の労協の抱える課題を解決しながら、地域に根付いて社会

的包摂の実践をしている労協を適切に評価し、よりグローバルに日本の労協の情報を発信していくことが重要だといえる。

参考文献

- * A. S. Bhalla and Frédéric Lapeyre [2004] *Poverty and Exclusion in a Global World (Second Revised Edition)*, Palgrave Macmillan. (福原宏幸・中村健吾監訳 [2005]『グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)
- * ICA [1995] *Statement on the Co-operative Identity*. (日本協同組合学会訳編 [2000]『21世紀の協同組合原則—ICA アイデンティティ声明と宣言—』日本経済評論社、16～22頁。) <http://www.uwcc.wisc.edu/icic/issues/prin/21-cent/identity.html>、2018年11月5日アクセス。
- * Laidlaw, Alexander F. [1980] *Co-operatives in the Year 2000*, Co-operative Union of Canada. (日本協同組合学会訳編 [1989]『西暦2000年における協同組合—レイドロー報告—』日本経済評論社。)
- * Mellor, M., Hannah, J. and Stirling, J. [1998] *Worker Cooperatives in Theory and Practice*, Open University Press. (佐藤紘毅・白井和宏訳 [1992]『ワーカーズ・コレクティブ—その理論と実践』緑風出版。)
- * Potter, Beatrice [2013] *The Co-operative Movement in Great Britain*, Gower. (久留間鮫造訳 [1921]『消費組合発達史論(英国協同組合運動)』大原社会問題研究所。) ※原本初版は1891年に出版されている。
- * Robert D. Putnam [2015] *Our Kids: The American Dream in Crisis*, Simon & Schuster (柴内康文訳 [2017]『われらの子ども 米国における機会格差の拡大』創元社。)
- * 阿部彩 [2007]「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編著 [2007] 129～152頁。
- * 岩田正美 [2008]『社会的排除—参加の欠如・

- 不確かな帰属』有斐閣。
- * 埋橋孝文編著 [2007]『ワークフェア排除から包摂へ? (シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦第2巻)』法律文化社。
 - * 大高研道 [2011]「ワーカーズ協同組合の現代の特徴と協同労働の課題」『協同組合研究』30巻1号、19～36頁。
 - * 厚生労働省ホームページ『『働き方改革』の実現に向けて』<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>、2018年11月16日アクセス。
 - * 第12回ワーカーズ・コレクティブ全国会議実行委員会 [2016]『第12回ワーカーズ・コレクティブ全国会議in東京』。
 - * 田中夏子・杉村和美 [2003]『現場発 スローな働き方と出会う』岩波書店。
 - * 塚本一郎 [1998]「イギリスにおける労働者協同組合の発展と衰退、新しい展開」『佐賀大学論集』31巻2号、71～94頁。
 - * 津富宏・NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡編著 [2017]『生活困窮者自立支援も「静岡方式」で行こう!!2 相互扶助の社会をつくる』クリエイツかもがわ。
 - * 手島繁一 [1993]「労働者協同組合＝ワーカーズ・コープの意義と可能性」日本労働者協同組合連合会編『ワーカーズコープの挑戦—先進資本主義国の労働者協同組合』労働旬報社。
 - * 日本協同組合学会訳編 [1989]『西暦2000年における協同組合 [レイドロー報告]』日本経済評論社。
 - * 日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会センター事業団パンフレット 2017。
 - * 日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会 事業案内 2017-2018。
 - * 日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会『ワーカーズコープの自立支援 このまちで歩いていく 2017年度—共に働き、共に生きる 協同労働がつくる地域のかたち 実践事例集』
 - * 日本労協新聞、1143号、2018年2月25日。
 - * 樋口明彦 [2004]「現代社会における社会的排除のメカニズム—積極的労働市場政策の内在的ジレンマをめぐる—」『社会学評論』55巻1号、2～18頁。
 - * 福原宏幸 [2007]「社会的排除／包摂論の現在と展望—パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に」福原宏幸編著 [2007] 11～39頁。
 - * 福原宏幸編著 [2007]『社会的排除／包摂と社会政策 (シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦第1巻)』法律文化社。
 - * 松本典子・西村真理子・橋本理・吉中季子 [2010]「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題—障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に」駒澤大学経済学会編『駒澤大学経済学論集』41巻3号、45～82頁。
 - * 松本典子 [2018]「アメリカの労働者協同組合に関する一考察」『労務理論学会誌』27号、晃洋書房、113～127頁。
 - * 松本典子 [2016]「イギリスにおける労働者協同組合の現状と課題」『労務理論学会誌』25号、晃洋書房、105～119頁。
 - * 宮本太郎 [2013]『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗—』ミネルヴァ書房。
 - * 森田洋司監修 [2009]『新たな排除にどう立ち向かうか—ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題』学文社。
 - * 労働政策研究・研修機構 [2013]「AFL-CIO 会長、組織化の新戦略呼びかけ『伝統的な組合主義の外へ』」http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_4/america_01.html、2018年11月16日アクセス。
- ※本稿は、2018年5月12日(土)に日本比較経営学会第43回全国大会(杏林大学) ワークショップにて報告した内容に加筆した論考です。
 ※本研究はJSPS 科研費17K18105の助成を受けたものです。